

再生可能エネルギー発電促進賦課金のお知らせ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に伴い、電気事業者が再生可能エネルギーにより発電された電気の買取を行なうとともに、買取に要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気のご使用量に応じて、お客さまにご負担いただくこととなっています。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価※に相当する金額とし、以下のとおりです。

（※）納付金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」および「回避可能費用単価等を定める告示」により定められています。

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量（kWh）

区 分		2020年5月分～ 2021年4月分	2021年5月分～ 2022年4月分
従量電灯A	1契約最初の9kWhまで	26.82 円	30.24 円
	9kWhをこえる1kWhにつき	2.98 円	3.36 円
上記以外の 低圧・高圧・特別高圧	1kWhにつき	2.98 円	3.36 円

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝電灯および小型機器などの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計

区 分		2020年5月分～ 2021年4月分	2021年5月分～ 2022年4月分	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまでの1灯につき	11.57 円	13.05 円
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	23.15 円	26.10 円
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	46.30 円	52.20 円
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	69.45 円	78.30 円
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	115.74 円	130.50 円
		100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	57.87 円	65.25 円
	小型 機器	50VAまでの1機器につき	34.57 円	38.98 円
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	69.14 円	77.96 円
		100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	34.57 円	38.98 円
臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	0.93 円	1.05 円	
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	1.87 円	2.10 円	
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1.87 円	2.10 円	
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	18.65 円	21.03 円	
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	18.65 円	21.03 円	
臨時電力	契約電力0.5kWの場合、1日につき	9.81 円	11.06 円	
	契約電力1kW以上の場合、1kW1日につき	19.61 円	22.11 円	
深夜電力A	1契約につき	298.00 円	336.00 円	